

特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、その他関係法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会告示第5号)(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)並びに長岡市(以下「委託者」という。)の定める長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)、長岡市個人番号の利用等に関する条例施行規則(令和5年長岡市規則第8号)、長岡市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に基づき、本契約により委託者から委託を受けた業務(以下「本業務」という。)の実施に当たり、この特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書(以下「特定個人情報特記仕様書」という。)で定められた事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、特定個人情報(番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)(以下単に「特定個人情報」という。)の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(特定個人情報取扱従事者の指定等)

第4条 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者(以下「特定個人情報取扱従事者」という。)について、特定個人情報の取扱いについて適切な指導又は教育を受けた者をもって充てなければならない。

- 2 受託者は、本業務の履行に当たり、特定個人情報取扱従事者に対し、特定個人情報の適正な取扱いにつき随時に、必要な指導及び監督を行うものとする。
- 3 受託者は、本業務の履行に当たり、特定個人情報取扱従事者以外の者に特定個人情報を取り扱わせてはならない。
- 4 受託者は、作業責任者を指定又は変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 5 受託者は、作業従事者を指定又は変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 6 作業責任者は、特定個人情報特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

- 7 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特定個人情報特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特定個人情報特記仕様書における特定個人情報取扱従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、特定個人情報取扱従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部を、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後又は本契約解除後も同様とする。

- 2 受託者は、本業務に関わる特定個人情報取扱従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、本業務の特定個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託する業務内容、再委託先における安全措置等を明確にした上で、本業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理し、監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(特定個人情報の管理)

第8条 受託者は、本業務において利用する特定個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部は、次に定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 受託者が本業務の履行のために用意した特定個人情報を取り扱うサーバ、パソコン（机の上等に備え置いて使用することを前提とし、移動させて使用することを目的とはしていないものをいい、端末の形態は問わない。以下同じ。）、電磁的記録媒体等の機器は、入退室管理及び施錠が可能な管理区域に設置し、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入る場合の立会い等の措置を講じること。
- (2) モバイル端末（業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的としたものをいい、端末の形態は問わない。以下同じ。）で、特定個人情報は取り扱わないこと。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に特定個人情報を保管すること。
- (4) 第9条に規定する特定個人情報の受け渡し以外の目的で、本契約に規定する履行場所か

ら特定個人情報を持ち出さないこと。

- (5) 事前に委託者の承認を受けて、作業場所において本業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、特定個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 特定個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 特定個人情報を管理するための台帳を整備し、特定個人情報の利用者、保管場所その他の特定個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。また、受託者は、委託者から請求があった場合は、当該台帳を委託者に提出すること。
- (8) 特定個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負い、防止するために必要な措置を講じること。
- (9) 特定個人情報取扱従事者の私用パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、特定個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 特定個人情報を取り扱うパソコン及びモバイル端末に、特定個人情報の漏えいにつながると考えられる及び本業務に関係のないソフトウェアを導入しないこと。

(特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、本業務において利用する特定個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部について、本業務以外の目的で利用してはならない(複製物及び改変物を含む)。また、第三者へ提供してはならない。

(特定個人情報の受渡し)

第10条 委託者及び受託者は、本業務の履行にあたって特定個人情報の受渡しが必要になったときは、特定個人情報の受渡しに従事する者をあらかじめ定め、委託者が指定した手段、日時及び場所において行わなければならない。

2 前項の規定により、特定個人情報の受渡しを行ったときは、受託者は委託者に受渡しを受けた特定個人情報の内容、受け渡し日時、受け渡し場所等を記載した特定個人情報の預かり証を提出しなければならない。

3 受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、特定個人情報を搬送することができる。この場合において受託者は、搬送方法及び搬送時の体制を明確にするとともに、電子データには暗号化処理及びパスワードの設定若しくはこれと同等以上の保護処理を行った上で、特定個人情報が記載された電磁的記録媒体及び帳票等を施錠可能なケースに収納し、事故防止措置を講じて搬送しなければならない。

(特定個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本業務において利用した特定個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部について、速やかに委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- (1) 本業務の履行上、不要になったとき。
- (2) 甲から返還の指示があったとき。
- (3) 契約を解除、又は打ち切り(一部履行済み部分がある場合に当該部分を除いて解除することをいう。)したとき。
- (4) 本業務を完了したとき。

- 2 受託者は、本業務において利用する特定個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、本業務において利用する特定個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報の全部又は一部を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。
(善管注意義務)

第 12 条 受託者は、特定個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該特定個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 13 条 受託者は、委託者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、受託者に対し、合理的な頻度で相当の期間を定めて特定個人情報の取扱い状況の報告を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の報告内容の確認その他必要に応じ、受託者から特定個人情報の取扱いについて、関係資料の提出又は立入検査を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 前項の関係資料の提出又は立入検査の結果、不備が認められたときは、乙は甲の指示に従い、改善しなければならない。

(監査及び検査)

第 14 条 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第 15 条 受託者は、本業務に関し特定個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生又は兆候を把握した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、特定個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、

委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 委託者は、本業務に関し特定個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 16 条 委託者は、受託者が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。